

## 第2章 分野別施策《まちづくりの基本目標》

### 1. 心豊かな人が育つまちづくり

#### 1-1 歴史と伝統・文化を生かしたまち

##### (1) 歴史と伝統・文化の保護と活用

###### 【施策の体系】

歴史と伝統・文化の保護と活用

①文化財の保存

②伝統芸能の継承

#### ①文化財の保存

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

##### ◎文化財の保護【社会教育課】

家老屋敷黒水家住宅の主屋屋根茅葺き替えをはじめとした劣化箇所の修繕や簡易補修のほか、定期的な草刈りや清掃等の維持管理を実施したことにより文化財保護を推進した。また、高鍋町古墳を守る会との協働により、年2回古墳の草刈りを実施し、持田古墳群の保護を行った。

##### ◎歴史及び民俗資料等の収集・保存・活用【社会教育課】

歴史総合資料館において、資料の寄贈・寄託により、歴史資料や民俗資料の収集・保存を行った。併せて、それらの資料に関する企画展において展示活用を行った。

##### ◎文化財や郷土に関する学習機会の充実【社会教育課】

社会教育では中央公民館歴史講座において、学校教育では総合学習・地域学習において、文化財の講話や説明、現地案内を実施することにより、文化財の周知と保護啓発を図った。

##### ◎歴史総合資料館の施設改善や展示等の充実【社会教育課】

歴史総合資料館の主要な展示空間である第1展示室の展示ケース照明・天井照明、第2展示室の天井照明をLEDスポット照明に交換し、資料の展示環境を向上させた。

また、高鍋町の歴史の流れを概観する常設展示を行うとともに、高鍋町の近現代の生活で使用された多数の民俗資料を常設展示した。併せて、寄贈・寄託資料や個人蔵資料を活用し、高鍋町の歴史・人物・民俗・自然などを素材にテーマを設定し、定番の企画展に加え、新たな視点と発想による企画展を開催した。

このほか、高鍋町指定文化財の家老屋敷黒水家住宅を会場として雛人形展を開催した。

##### ◎埋蔵文化財の調査【社会教育課】

高鍋町内各地に数多く所在する周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲内において実施される諸開発工事について、事業者との事前協議のうえ、理解と協力を得て、埋蔵文化財の所在や範囲・内容等を確認するための発掘調査や試掘確認調査を実施した。工事等により影響を受ける遺跡については、本発掘調査を実施し記録保存を行った。

##### ◎持田古墳群の整備【社会教育課】

古墳群内の各古墳の墳丘測量を実施し、その現況を記録していくことにより、古墳群整備に係る基礎資料の収集について継続して行うことができた。

#### ▼文化財の保護と継承【社会教育課】

文化財は、町民共有の貴重な財産である。文化財を良好な状態で保存し、後世に伝え残していくためには、文化財保護の重要性について周知を図るとともに、町民や行政が一体となって文化財を愛護するしくみを構築することが必要である。

#### ▼歴史総合資料館の常設展示・企画展示の内容充実【社会教育課】

高鍋町の歴史・民俗を概観する常設展示を行っている。歴史展示においては重要な出来事に関する資料の存在意義が大きい、一部資料の展示替えや展示方法の検討・説明の工夫により、常設展示内容を充実させる必要がある。企画展示については、新たな視点から考察をすすめられる内容になるよう質の向上と量の増加が必要である。

#### ▼歴史総合資料館の施設の拡充【社会教育課】

歴史総合資料館は、今般開館30周年を迎えたが、収蔵資料の増加に伴い、資料の展示や収蔵の空間がその容量限界に達している。収蔵資料を大切に保管・管理したうえで効果的に活用していくために、資料館の増改築を検討する必要がある。

#### ▼持田古墳群の整備【社会教育課】

基礎資料の収集をはじめ、整備に向けての事前準備が多数あるため、今後とも長期的展望に立った取り組みを進めていく必要がある。

### 【目標を達成するための役割分担】

#### ◆町が取り組むこと

- 文化財を保護・継承するとともに文化財情報等の提供に努めます。
- 歴史及び民俗資料などの収集・保存・活用を図ります。
- 文化財や郷土に関する学習機会の充実を図ります。
- 歴史総合資料館の施設改善やソフト面の充実を図り、魅力ある資料館づくりに努めます。
- 埋蔵文化財を含めた各種文化財の調査研究に努めます。

#### ◆町民・事業者等としてできること

- 高鍋町の歴史・文化に関心を持ち積極的に学びます。
- 文化財の保護に努めます。

## ②伝統芸能の継承

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

#### ◎伝統芸能の保護と継承【社会教育課】

保存会との連携を強め、負担金や補助金の交付等の支援を行うことにより高鍋神楽や鳴野棒踊り等の伝統芸能の保存と継承を図った。

#### ◎伝統芸能を発表する機会の提供や活動情報の周知【社会教育課】

県内外での芸能祭出演の支援を行うことなどにより、町内だけでなく広く県外へも高鍋町の伝統芸能を周知することができた。

#### ◎伝統芸能の後継者の育成及び確保【社会教育課】

保存会や地元住民により後継者の育成及び確保が行われたことで、伝統芸能の保護と継承が図られた。

#### ▼継続した後継者の育成・確保【社会教育課】

伝統芸能を良好に保存・継承していくため、今後も各保存会を支援していくとともに、引き続き後継者の育成と確保を図っていく必要がある。

#### ▼伝統芸能の記録作成【社会教育課】

伝統芸能の後継者育成のため、音源や映像等への記録作成を行っていく必要がある。

### 【目標を達成するための役割分担】

#### ◆町が取り組むこと

- 伝統芸能の保護・継承を図るため活動団体の支援を行います。
- 伝統芸能を発表する機会の提供や活動情報の周知に努めます。
- 伝統芸能の後継者の育成及び確保に努めます。

#### ◆町民・事業者等としてできること

- 地域の文化行事や祭り、伝統芸能等を地域で守ります。
- 地域の文化行事や祭りなどへの参加に努めます。

## (2) 芸術文化の振興

### 【施策の体系】

芸術文化の振興

①芸術文化活動の充実

#### ①芸術文化活動の充実

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

##### ◎学習成果の発表【社会教育課】

1 1月の高鍋町総合文化祭・2月の中央公民館教室芸能発表会において、展示祭と芸能公演を開催し、芸術文化を発表する機会を設けることができた。また、町民の主体的な文化活動を支援することにより、芸術文化に対する町民の意識高揚を図ることができた。

##### ◎姉妹都市文化交流の実施【社会教育課】

福岡県朝倉市との文化交流事業を高鍋町文化協会と継続して実施し、芸術作品の展示や芸能公演を通して両市町の親善と芸術文化の振興を図った。

##### ◎高鍋町総合文化祭の開催【社会教育課】

高鍋町文化協会と高鍋町総合文化祭を共催し、各団体や個人に芸術作品を創作・展示する機会と一般に芸術作品を鑑賞する機会を提供することによって芸術文化の振興を図った。

##### ◎高鍋町文化協会への支援【社会教育課】

文化活動に積極的に取り組む団体及び個人により組織された高鍋町文化協会に対し、補助金交付等の支援を行うことにより、文化活動への参加促進と芸術文化の振興が図られた。

##### ◎美術館における企画展・特別展の開催【社会教育課】

年5回の企画展や年1回の特別展を開催することにより、町民等が優れた作品を鑑賞できる機会を確保した。また、様々な作家の展覧会を開催することで、町内外から人を呼び込み芸術文化の発信基地としての役割を果たすことができた。

### ◎美術館実技講座の開催【社会教育課】

パステル画、デッサン及び重ね切り絵などの実技講座を開催し、芸術創作活動に触れ合う機会の提供を行った。また、受講生の作品発表展を開催することで、創作意欲の醸成が図られた。

### ▼高齢化社会に対応した文化活動支援【社会教育課】

人口の減少及び高齢化の進行に伴い、文化に親しむ人々の減少と文化の継承が困難になることが予想されるため、高鍋町文化協会と連携を取りながら文化祭等の行事を支援し、文化活動の成果を発表する機会の充実を図る必要がある。また、文化協会内での交流や、世代間交流についても積極的に取り組んでいく必要がある。

### ▼子供が芸術文化に親しむ機会の提供【社会教育課】

芸術文化に係る子供の育成事業を開催するなど、芸術に触れる機会の提供を図っていく必要がある。

### ▼集客力のある企画展・特別展の開催【社会教育課】

全国でも数少ない町立美術館として事業を継続し、町内外に芸術文化を発信していくためにも収支のバランスが取れ、集客力のある企画展・特別展を開催していく必要がある。そのためにも町内及び県内の美術愛好家のニーズを的確に捉えていくことが必要である。

### ▼NPO法人やボランティアとの協働【社会教育課】

高鍋町観光協会と連携し、町外から来られた方に対し、町内の観光スポットや美術館での特別展・企画展等を含むイベントの紹介及びグルメ情報等の案内を行い、町内を広く周遊していただけるよう努めたが、魅力ある美術館づくりのためには、更なる協力体制を構築していく必要がある。

## 【目標を達成するための役割分担】

### ◆町が取り組むこと

- 芸術文化などの鑑賞や創作する機会を提供します。
- 芸術文化団体が発表する機会の提供や活動情報の周知に努めます。
- 利用者のニーズに即した美術館の整備充実と、その有効活用を図ります。
- 町民の主体的な文化活動を支援します。
- NPO法人やボランティアと協働し、魅力ある美術館づくりに努めます。
- 美術愛好家のニーズを的確に捉え、集客力のある企画展・特別展を開催します。

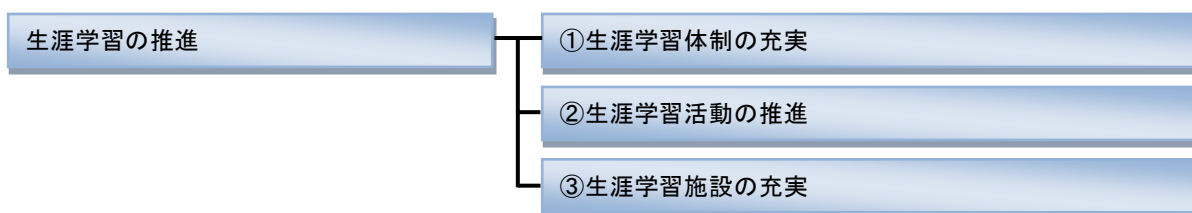
### ◆町民・事業者等としてできること

- 芸術文化に関心を持ち、積極的に学びます。
- 様々な芸術や文化に触れ、心豊かな人間性を育みます。
- 多様な文化活動を主体的に行います。

## 1-2 生きがいを持って学び、やる気を活かせるまち

### (1) 生涯学習の推進

#### 【施策の体系】



#### ①生涯学習体制の充実

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

##### ◎学習成果の発表【社会教育課】※再掲

1 1月の高鍋町総合文化祭・2月の中央公民館教室芸能発表会において、展示祭と芸能公演を開催し、芸術文化を発表する機会を設けることができた。また、町民の主体的な文化活動を支援することにより、芸術文化に対する町民の意識高揚を図ることができた。

##### ◎人材バンクの充実【社会教育課】

地域住民等から学習支援・環境整備・安全見守り等を行う「学校支援ボランティア」を募集し人材バンクに登録することで、学校・家庭・地域が連携した教育体制の構築と地域の教育力向上が図られた。

##### ◎点字コーナーの設置【社会教育課】

平成27年度に児湯郡のボランティア高鍋点訳サークル「おすず」の要望により、図書館に視覚障がい者と同行者用の優先席と点訳された高鍋町の広報紙と点字関連本を置くことで、視覚障がい者への環境整備に寄与することができた。

##### ◎図書館だより発行・特設コーナーの設置【社会教育課】

図書館だよりを毎月発行することで、新着図書のご案内や図書館の情報発信を行うことができた。併せて、特設コーナーを設置して季節の行事や趣味等の本を展示することにより、館内に所蔵している本の利用促進を図ることができた。

##### ◎ボランティアの活用と育成・支援【社会教育課】

図書館ボランティアには、図書資料の整理や図書館発行の印刷物の製本作業等に携わっていただいたほか、「おはなしふうせん」による毎週土曜日のおはなし会や「子ども読書まつり」への参加をいただいたことで、企画の充実を図ることができた。また、町外での図書館に関する講演会や研修への参加を促すことでボランティアの育成・強化を図ることができた。

##### ◎郷土資料の収集・整備【社会教育課】

郷土に関する出版物の購入、郷土の貴重資料（古文書）の修復及び電子化（古文書を写真に撮ってDVDにする）により、歴史等に関する調査・研究及びDVD資料による視聴覚サービスを提供することができた。

##### ◎社会教育関係団体の育成・支援強化【社会教育課】

地域における生涯学習の推進をはじめ、青少年の健全育成、女性・高齢者の社会参加等

に対する取り組みを推進するため、各種団体への補助金交付や事業への助言などコミュニティを支える活動の支援を行った。

#### ▼学校支援ボランティアの拡充【社会教育課】

学校への支援活動をより効果的に、また継続して行うために、様々な専門的知識を有する人達への協力呼びかけを強化し、人材を確保する必要がある。

#### ▼郷土資料の保存【社会教育課】

古文書等の貴重資料（約16,000冊）のうち約7,400冊の修復が終了している。同時に電子化の作業も行っているが、どちらも相当な年月を要することから、貴重資料の原本の良好な状態での保存も含めて、多角的な調査・検討が必要である。

### 【目標を達成するための役割分担】

#### ◆町が取り組むこと

- 多様化する町民の学習ニーズに対応した生涯学習を総合的に推進するため、関係機関・団体等との一層の連携・協力のもとに、生涯学習推進会議を中心とした推進体制の確立を目指します。
- 学習成果を発表する機会を提供します。
- 町民が利用しやすい図書館運営を図ります。
- 図書館ボランティアの育成に努めます。
- 図書館において町民の多様化する学習ニーズに応えるため、的確で広範囲にわたる資料の収集・整理・保存と発信に努めます。
- 古文書等の貴重資料の計画的な修復・保存に努めます。
- 社会教育関係団体の組織の強化を図るために、相互の連携・協力体制を密にし、社会教育関係団体の育成・支援に努めます。

#### ◆町民・事業者等としてできること

- 社会教育関係団体は、自ら会員の拡充や活動内容の充実に努めます。

### ②生涯学習活動の推進

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

#### ◎学習機会の充実【社会教育課】

多種にわたる講座・教室の開設により、町民ニーズに応じた学習機会の提供を行い、生涯学習の推進が図られた。

#### ◎地域生涯学習の推進【社会教育課】

特色ある自治公民館づくりやまちづくりを推進する団体をモデル指定し、自治公民館や文化団体等の活動を支援することで、社会貢献活動の推進や伝統芸能の継承に寄与することができた。

#### ◎出前講座の実施【政策推進課】

出前講座の実施により町民等に対する学習機会を提供することができ、町政に関する理解を促すことができた。年度ごとの実施数も増加傾向にあることから、事業そのものが住民（団体）に浸透し、そのニーズも高まってきていると考えられる。

#### ▼学習機会の拡充【社会教育課】

各種講座・教室の充実を図るとともに、その見直しを進め、機材の導入や人材確保、新規講座の開設についても検討していく必要がある。

#### ▼出前講座の更なる充実【政策推進課】

平成28年度時点で33の講座を用意しているが、中には全く申し込みのないものもあるため、社会の動きや町の施策ごとの重要度等を総合的に勘案しながら、さらに町民（団体）が興味を示し、かつ、積極的に受講しようという意識が生まれるような事業を展開し、更なる活用を促していく必要がある。

#### ▼社会教育関係団体の人材育成【社会教育課】

団体によっては、参加者の高齢化や減少、固定化がみられることから活動の衰退が懸念される。今後も活動を継続させていくためには、後継者の確保と育成を支援していくことが必要である。

#### ▼新たに設立される団体との連携【社会教育課】

様々な社会教育活動を推進していくためには、新たに設立されるNPO法人やボランティア団体と相互に連携し、協力体制を構築していく必要がある。

### 【目標を達成するための役割分担】

#### ◆町が取り組むこと

- 生涯学習の啓発や各種情報の提供を行います。
- 中央公民館等を拠点とした各種教室・講座の充実を図るとともに町民に身近な自治公民館等における主体的な生涯学習活動を支援するため、町職員による出前講座を実施します。
- 特色ある自治公民館づくりやまちづくりに取り組む団体をモデル指定し、その活動を支援します。

#### ◆町民・事業者等としてできること

- 様々な学習機会に積極的に参加します。
- 読書を通して自らの見聞を広めることに努めます。
- 社会教育団体の自立した運営に努めるとともに、他の社会教育関係団体との連携を深めます。

### ③生涯学習施設の充実

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

#### ◎自治公民館施設の整備【社会教育課】

自治公民館の改修工事に係る費用の一部について、再編交付金を活用し、補助金を交付した。玄関等の段差解消及びトイレの洋式化などのバリアフリー化やエアコンの設置等の改修を実施、施設の機能強化や快適性の向上が図られた。

併せて、(財)自治総合センターが実施する宝くじの社会貢献広報事業を活用したコミュニティセンター建設補助金を利用することができた。

#### ◎自治公民館備品の整備・充実化【社会教育課】

(財)自治総合センターが実施する宝くじの社会貢献広報事業を活用し、会議用テーブル

や椅子、プロジェクターやパソコン等の公民館備品を整備することで、地域コミュニティ活動の活性化が図られた。

#### ▼中央公民館施設の老朽化対策【社会教育課】

公民館講座・教室を開設している中央公民館の老朽化が目立つようになってきている。外壁補修工事や屋上防水工事等の継続的实施と併せてパーテーション等の備品類についても計画的な更新が必要である。

#### ▼町立図書館施設の改善【社会教育課】

昭和53年に開館した町立図書館は、既に40年近く経過しており、施設の老朽化が進んでいる。また開架スペースなど施設全体と駐車場が狭いため、利用者の利便性が損なわれていることから施設全体の早期見直しと改善策の検討が必要である。

### 【目標を達成するための役割分担】

#### ◆町が取り組むこと

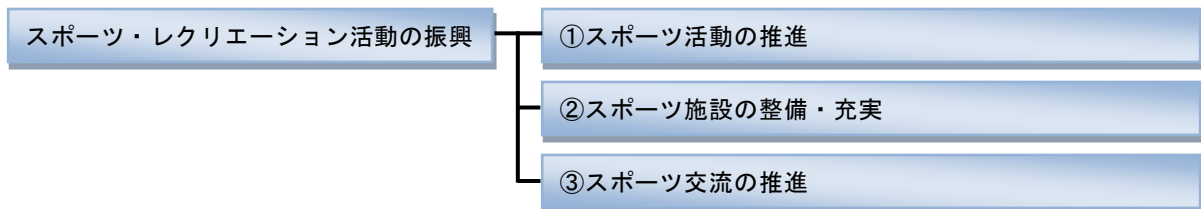
- 生涯学習の拠点施設である中央公民館や図書館の計画的な整備に努めます。
- 地域の生涯学習活動の拠点である自治公民館施設の整備を支援します。

#### ◆町民・事業者等としてできること

- 生涯学習活動の拠点として中央公民館や自治公民館並びに図書館を積極的に活用します。

## (2) スポーツ・レクリエーション活動の振興

### 【施策の体系】



#### ①スポーツ活動の推進

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

##### ◎スポーツ推進委員の活動【社会教育課】

年2回、スポーツ推進委員協議会主催のスポーツ大会を実施し、ニュースポーツの普及促進と参加者のコミュニティ形成を図ることができた。また、町主催の大会等へ主管として参加することで町民の健康増進に寄与するとともに、県・郡協議会が主催する研修会にも積極的に参加し、スキルアップを図った。

##### ◎総合型地域スポーツクラブの活動【社会教育課】

2年間の設立準備期間を経て平成28年2月に正式に設立し、4月より4種目の活動を開始した。

##### ◎県外大会出場者への賞賜金の給付【社会教育課】

県の代表として選出された選手・監督に対し、平成27年度においては全国大会8種目28人、九州大会5種目7人に奨励金を贈り、トップレベルの試合体験や競技力向上を図



ることができた。

#### ◎町主催各種スポーツ大会の開催【社会教育課】

ミニバレーボールやグラウンド・ゴルフの大会など年間7大会を実施し、スポーツを行う機会の提供や参加者の健康増進、また地域間交流の場として参加者同士のコミュニティ形成を図ることができた。

また、毎年体育の日に開催する高鍋町スポーツ・レクリエーション祭は平成27年度で21回を数え、競技数を増やすなど工夫を重ねながら参加者の健康増進と交流を図っている。

#### ▼総合型地域スポーツクラブの活動【社会教育課】

総合型地域スポーツクラブで様々な教室や活動を展開していくためには専門の指導者が必要であり、その確保の方法について検討していく必要がある。

#### ▼町主催各種スポーツ大会の参加促進【社会教育課】

各公民館内で、高齢化が進んでいることから参加者がいないとの意見もあり、より多くの住民が参加できる競技種目の検討を行う必要がある。

### 【目標を達成するための役割分担】

#### ◆町が取り組むこと

- スポーツ推進委員によるニュースポーツの推進活動を積極的に展開し、誰もができる運動をより多くの方に体験してもらうように、スポーツ推進委員のスキルアップを図ります。
- 総合型地域スポーツクラブを設立し、子どもから高齢者あるいは障がいを持つ人が、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる活動の場を提供します。
- トップレベルの競技力を身につけるため、県の代表となった選手に対し賞賜金を支払い活動の支援を行います。
- 地域住民同士の融和と団結を図るために、公民館対抗スポーツ大会をはじめとした各種競技大会を開催します。また、誰もが参加しやすい大会となるよう競技種目について検討を行います。

#### ◆町民・事業者等としてできること

- 年齢や体力に応じた運動・スポーツを学び、自身の健康に努めます。
- それぞれ個人が持つ運動技術やスキルを、これから学ぶことを希望する町民に教授していくために、総合型地域スポーツクラブに登録します。

### ②スポーツ施設の整備・充実

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

#### ◎高鍋総合運動公園野球場の改修【社会教育課】

高鍋総合運動公園野球場の得点板が老朽化により支障をきたしていたことから、電光掲示方式の得点板への改修工事を行った。当施設は、他にも老朽化により工事が必要な箇所（バックネット等）があるため、年次的に工事を行うこととしている。

### ◎小丸河川敷広場多目的施設の建設【社会教育課】

小丸河川敷広場には、手洗い・足洗い場及び常設のトイレ（多目的トイレを含む）がなかったことから、広場の南側に多目的施設として全て備えた施設を建設した。

### ◎学校施設の開放【社会教育課】

高鍋町が管理する体育館は、高鍋町体育館・高鍋勤労者体育センター・高鍋町総合体育館の3施設であるが、夜間に利用を希望する団体はこの3施設で対応できる数を超えていることから、夜間に利用することがない学校の体育館を解放することで町民の運動場の確保が図られた。また運動場についても、休日等に多くのスポーツ少年団が活用している。

### ▼社会体育施設の老朽化対策【社会教育課】

高鍋町の体育館のうち、高鍋町総合体育館及び高鍋勤労者体育センターは20年以上大規模な改修工事を行っておらず、設備面の不具合（故障）が頻繁に起こっているため、計画的な改修・整備を行っていく必要がある。特に高鍋町総合体育館については、県内でも最大級の広さを持つ体育館であることから多くの大会が行われているうえ、平成38年には宮崎県で第81回国民体育大会・第26回全国障害者スポーツ大会が行われる計画であることから、それに対応できる施設としても改修を行っていく必要がある。

## 【目標を達成するための役割分担】

### ◆町が取り組むこと

- 現在ある施設の長寿命化のために、計画的に点検補修を実施していきます。
- 利用者が快適に運動・スポーツのできる環境を提供していきます。
- 限られた施設をより有効に活用していくために、引き続き小中学校と連携し学校施設開放事業を継続していきます。

### ◆町民・事業者等としてできること

- 住民相互がスポーツを楽しむために、施設を有効に活用しながら町の財産として大切に利用していきます。

## ③スポーツ交流の推進

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

### ◎各種スポーツの九州大会等の誘致【社会教育課】

全九州高等学校バドミントン大会高鍋大会が、毎年高鍋町総合体育館をメイン会場として行われている。この大会は、九州各県から3～4チームほどが参加する大会で、町内の宿泊施設に多くの選手・役員が宿泊することから、一定の経済効果がみられている。

また、このほかにも高鍋町総合体育館や2カ所ある野球場等で行われる九州大会や県大会においても同様である。

### ◎旅行代理店等との連携による誘致活動【政策推進課】

スポーツ合宿に力を入れている旅行代理店等と連携を図り、大学や高校の学生チーム等に対して春季キャンプ地としての知名度を確立することができた。

### ◎町内団体等との連携による受入体制の確立【政策推進課】

観光協会や商業・農業団体、町内企業等とキャンプ受け入れに関する連絡調整会議を実

施し、関係者間の連携体制を確立することができた。また、一般町民等の協力によりキャンプ実施団体に対するおもてなしの機運を醸成することができた。

#### ▼各体育施設の老朽化【社会教育課】

九州大会以上の大会となると、競技により施設の設備（空調設備等）の有無が問われるようになってきている。大会や合宿等を行うにあたり、主催者（利用者）としては設備の整っている施設を選ぶこととなるため、高鍋町総合体育館の競技場に空調設備を付けることや照明器具の整備が今後の課題となり検討する必要がある。野球競技のキャンプ・合宿についても、野球場の本部席改修や控室等の整備、保有するネット類の確保、グラウンドの整備を検討する必要がある。

#### ▼広域連携の検討【政策推進課】

スポーツキャンプに関しては、チームの受入可能数などにも限界があるほか、近年では周辺町でもスポーツキャンプを視野に入れた施設の整備が行われているため、広域連携での取り組みが効果的とも考えられる。周辺町においても基本的には同様の考え方である反面、同時に隣接キャンプ地としての競争原理も働くため実現のハードルも高い。

### 【目標を達成するための役割分担】

#### ◆町が取り組むこと

- 野球の春季キャンプ誘致を継続して実施するとともに、その他の競技のキャンプ・合宿についても県や関係団体と連携しながら誘致を進めていきます。
- 全国・九州・県レベルのスポーツ大会の誘致に努めていきます。
- 広域連携によるキャンプ・合宿誘致を検討していきます。
- 東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、合宿の受入等について県と連携しながら進めていきます。

#### ◆町民・事業者等としてできること

- 「お・も・て・な・し」によりキャンプ団体を歓迎していきます。
- キャンプ団体と積極的に交流します。

### (3) 国際性豊かな人づくりの推進

#### 【施策の体系】

国際性豊かな人づくりの推進

①国際交流活動の推進

#### ①国際交流活動の推進

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

#### ◎外国語指導助手（ALT）派遣事業による外国語教育及び国際理解の推進【教育総務課】

保育園・小学校・中学校にALTを派遣し、外国語活動や授業補助などの教育活動支援を行うとともに、学校行事への参加等、子どもたちと直接ふれあう機会の提供を行った。各学校の派遣希望を最大限に取り入れるとともに、小・中学校の長期休業期間中は保育園を

中心に、夏季休業中は中学生の英語暗唱弁論大会の指導を中心に行うなど、ALTの効率的な派遣を実施した。

本事業の実施により、外国人に対する苦手意識を払拭させ、英語力の向上や異国文化の知識習得等に寄与している。

#### ◎人形まつりの開催【教育総務課】

高鍋東小学校で毎年開催している人形まつりは、青い目の人形「メアリーちゃん」のことを学び、平和を愛する心を育てるとともに、世界のいろいろな方（県内ALT等）とふれあうことで、異国文化を学ぶことを目的としている。

子どもたちは、招待する外国人の方々の出身国を紹介するための調べ学習や、メアリーちゃん由来の劇、ダンスの発表等、人形まつりに向けた練習にも取り組み、平和を愛する心や国際理解を深めている。

#### ◎からいも交流への支援【社会教育課】

からいも交流では、毎年春と夏に海外留学生を高鍋町に迎え、2週間の交流を行っている。町では、留学生へ町内施設等の説明案内を行うほか、ホストファミリーの募集や交流活動を広報紙へ掲載し、西都・児湯からいも国際交流実行委員会への支援を行っている。

#### ▼英語力の向上と国際社会で活躍できる人材の育成【教育総務課】

東京オリンピック、パラリンピックを迎える2020年はもとより、グローバル化の進展の中で、国際共通語である英語力の向上は、日本の将来にとって極めて重要である。本町においても、国際社会で活躍できる人材を育てていくため、外国語指導助手（ALT）派遣事業の継続とともに、英語力向上に向けた取り組みを検討・実施していく必要がある。

現在、国際交流基金を活用した海外派遣事業の再開を検討中である。

### 【目標を達成するための役割分担】

#### ◆町が取り組むこと

- 民間の国際交流団体やボランティアによる交流活動の支援に努めます。
- 外国青年招致事業（JETプログラム）を活用した外国語指導助手の確保に努めます。
- 外国語指導助手による外国語教育・国際理解教育を推進します。

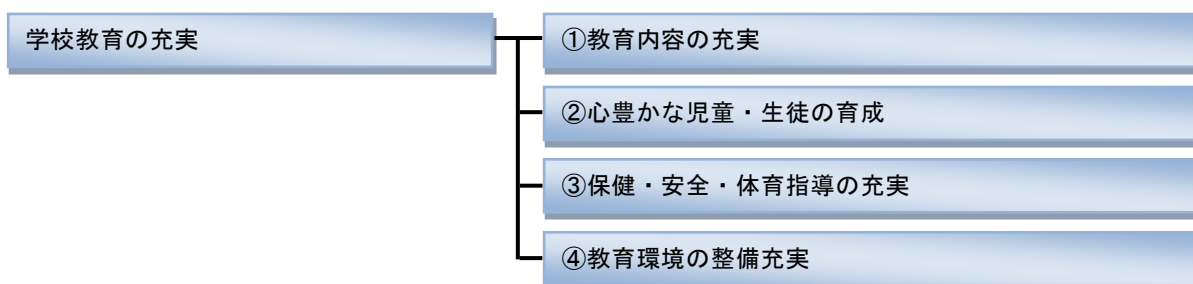
#### ◆町民・事業者等としてできること

- 豊かな国際感覚を身につけられるよう、国際交流活動等への参加に努めます。
- 地域で暮らす外国人の国籍や文化、考え方などの違いにとらわれることなく、相互理解に努め、ともに地域社会づくりに参画します。

## 1-3 次代を担う気概のある子どもを育てるまち

### (1) 学校教育の充実

#### 【施策の体系】



#### ①教育内容の充実

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

##### ◎教育研究所による調査・研究及び研修事業の充実【教育総務課】

平成23年3月11日の東日本大震災発生を受け、また、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震などの地震・津波災害から命を守るため、本町における防災教育の充実は喫緊の課題と考え、平成25年度から平成27年度までの3年間、「地震・津波災害から命を守り、たくましく生きる児童生徒の育成」を研究主題に掲げ、授業や防災訓練等の充実、学習環境整備のための研究を進めてきた。

3年間の防災教育の研究により、児童生徒及び教職員の防災意識の高揚とともに、研究成果物（手引書）による各学校防災マニュアルや防災教育年間指導計画の見直しを行い、授業や避難訓練をはじめとする防災教育の充実が図られた。

平成28年度は、「主体的に考え、豊かに表現できる児童生徒の育成 ～各教科等からの取組を通して～」を研究主題に掲げ、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、それを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力及び表現力等を育成する指導の在り方を実践的に究明し、児童生徒の学力向上を図るための研究に取り組んでいる。

##### ◎教職員研修事業の充実【教育総務課】

教育委員会では、教職員の研修事業として、初任者研修（年4回）、小・中学校教育職員研修会（年1回：全職員）を毎年実施している。

また、平成28年度は、特別支援教育の支援体制充実を図るため、小・中学校4校それぞれにおいて、特別支援教育エリアコーディネーターを講師とした教職員研修会及び町雇用の学校生活支援員に対する研修会を開催した。

##### ◎障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた教育の実現【教育総務課】

教育委員会では、小・中学校関係教職員や町福祉・保健関係職員等で構成する高鍋町就学支援委員会を中心に、小学校就学前の児童を対象とした就学相談会、保育園・幼稚園への訪問観察、就学時健診、教育相談会等を実施し、障がいのある子どもの把握、支援体制、教育環境等の整備、保護者への理解促進（就学先の同意）等、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた支援を行えるよう、取り組みを進めている。

また、福祉課子ども支援係主管の要支援児童ネットワーク会議の開催により、発達障がい等により支援を必要とする児童について、関係機関の情報共有を図り、幼少期から充実

した支援が行えるよう体制を整備している。

各小・中学校においては、校内支援委員会の開催をはじめ、関係機関を交えたケース会議を開催し、当該児童・生徒の情報共有を図るとともに、学校・家庭・地域における様々な支援の在り方等を検討している。また、町雇用による学校生活支援員（平成28年度：小学校＝各3人、中学校＝各1人）を配置し、特別支援学級及び交流学級における授業中の支援や、特別活動・行事等における支援を行うことにより、障がいのある子どもたちが、障がいのない子どもたちと共に学ぶ機会を提供するとともに、児童・生徒の特性に応じた指導・支援を行っている。

このように、学校、教育委員会、福祉課、健康づくりセンター等関係機関の連携により、幼児期からの情報共有及び子ども一人ひとりのニーズに応じた早期支援体制の構築に努めている。

#### ◎児童生徒が読書に親しみやすい環境づくり【教育総務課】

子どもの知的活動を増進し、様々な興味・関心に応えられるよう、図書備品の購入整備を進めるとともに、町雇用による学校図書室図書事務員（平成28年度：小学校＝各1人、中学校＝1人・兼務）を配置し、児童生徒が読書に親しみやすい魅力ある学校図書室づくりに努め、読書活動を推進することができた。

#### ◎学校におけるICT環境の整備による学力の向上【教育総務課】

小学校では平成27年度、中学校では平成26年度に校務用及び教育用パソコンの整備（新規リース）を行った。

各教室に配置された教育用パソコン及びデジタルテレビ、デジタル教科書を活用した分かりやすい授業づくりを行い、学力向上に成果を得ることができた。

#### ◎学力向上のための取り組み【教育総務課】

##### ・学力検査の活用

児童生徒一人ひとりの学習面や生活面の成長の様子を客観的に把握し、今後の指導に生かすことを目的として、小学校においてはCRT学力検査、中学校においてはNRT学力検査を実施している。その検査結果から実態や課題を的確にとらえ、授業等の工夫改善につなげている。

##### ・中学校非常勤講師の派遣

生徒一人ひとりによりきめ細やかな指導を行うため、平成27年度から東・西中学校に各1人の非常勤講師派遣を開始し、主に少人数教室を担当してもらった。

学力面では、NRT全国標準学力検査や西都児湯で実施する実力テストの結果が良くなるなど、生徒の学力向上に寄与できた。また、県費負担教職員の負担軽減にもつながっている。

#### ▼教職員研修事業の充実（教職員の資質能力向上）【教育総務課】

教職員研修事業については、県主催研修が相当数あること、各学校の職員体制に余裕がないこと、学校行事が年間を通して多いこと等により、教育委員会独自の研修会を別途開催することが難しい状況にある。

現状としては、成果で記述しているとおりの実施状況だが、県主催研修等への積極的参加（受けるべき教職員の参加促進）等、各学校管理職との連携により、個々の教職員の資質向上を図っていく必要がある。

### ▼特別支援教育体制の充実【教育総務課】

障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するため、平成28年4月1日「障害者差別解消法」が施行された。

法施行により、学校の設置者及び学校は、個々の障がいの状態や当事者（本人・保護者）の申し出（ニーズ）を可能な限り尊重し、施設・設備や教育内容・方法、支援体制について必要かつ適当な変更・調整を行うこと（合理的配慮の提供及びその基礎となる環境整備）が義務化された。

障がいのある児童生徒は年々増加傾向にあるため、「障害者差別解消法」に適応できるような人的支援体制及び施設の環境整備を早急に進める必要がある。

また、小学校就学に至るまでの間における早期療育に向けた体制整備及び保護者の理解促進が図られるよう、取り組みを進める必要がある。

### ▼学校におけるICT環境の整備による学力の向上【教育総務課】

喫緊の課題である学力向上を図るため、ICT環境の整備を検討している。

本年度、先進地視察研修を実施後、計画検討を進めていく予定であるが、教育委員会としてどのような教育をめざすのか、ICT教育の有用性の理解、教職員のICT活用スキルの向上等、整備後の利活用が図られるよう、しっかりとした方向性を持って整備を進めていく必要がある。

## 【目標を達成するための役割分担】

### ◆町が取り組むこと

- 基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらを活用しながら学ぶ意欲と思考力・判断力・表現力の育成を図るとともに基本的な学習態度・習慣を定着させ、確かな学力の定着を目指します。
- 子どもたちの教育効果を高め、児童生徒の基礎的・基本的な学習理解を助ける上で極めて重要となる教育振興備品の整備を推進します。
- 社会の変化の中でも特に教育に大きな影響を与えられ、国際化、情報化、科学技術の発展、環境の問題に対応する教育を充実させます。
- 障がいのある子ども一人ひとりの学びのニーズに応じた教育を実現するために、乳幼児期から卒業までの連続性のある支援、指導者の実践的指導力の向上、支援体制や教育環境等の整備及び保護者や住民に向けての理解啓発などを推進します。
- 学校教育の充実は、直接の担い手である教員の資質能力に負うところが極めて大きいことから、積極的な研修への参加を促すなどして、教職員の資質能力向上を図ります。

### ◆学校が取り組むこと

- すべての教員の指導力・授業力向上に努め、質の高い教育を目指します。

### ◆町民・事業者等としてできること

- 家庭と学校が教育について相互理解を深めるために学校行事やPTA活動などへ主体的・積極的に参画します。

## ②心豊かな児童・生徒の育成

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

### ◎米沢市・高鍋町少年少女（小学生）交流事業による「ふるさと教育」の充実【教育総務課】

姉妹都市である山形県米沢市と本町の小学生10人がそれぞれの地を隔年ごとに訪問し交流を行った。それぞれの自然・文化に触れながら相互理解を深めつつ、姉妹都市となった由縁である秋月家・上杉家両家の関係や歴史、秋月種茂公、上杉鷹山公及び石井十次先生などの先人たちの偉業を学ぶことにより、ふるさとを誇りに思う心、愛する心を育むことができた。

### ◎不登校児童生徒の対策【教育総務課】

不登校児童生徒対策事業として適応指導教室運営事業、問題を抱える子ども等の自立支援事業及びスクールアシスタント事業を実施した。

適応指導教室には教育相談員1人を配置し、訪問支援員2人と共に学習支援・寄り添い支援等を行い、学級復帰や志望高校合格を果たすなど成果を得ることができた。

### ◎経済的理由により就学が困難な児童生徒への支援【教育総務課】

経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、要保護・準要保護児童生徒援助事業による援助を行うことにより、経済的負担を軽減し義務教育の機会保障に努めた。

### ◎遠距離通学費補助事業の見直し【教育総務課】

昭和55年に条例が施行され、これまで一度も見直しがなされていなかった遠距離通学費補助事業について、平成27年度に条例を廃止し、新たに補助金交付要綱を制定した。

補助対象者及び補助対象額を拡充し、遠距離通学をする児童生徒の通学の安全確保とともに、保護者の負担軽減を図った。

### ▼経済的理由による就学が困難な児童生徒への支援【教育総務課】

西日本新聞とNHKが共同で、九州・沖縄の全市町村を対象に実施した調査により、九州管内の市町村間で就学援助の認定基準に格差が生じている実態が明らかになったとの指摘があった。

現在の経済状況、社会情勢、宮崎県内市町村の認定基準（調査済）等を勘案し、本町の就学支援制度について見直しを検討する必要がある。

### ▼不登校の未然防止【教育総務課】

積極的に不登校対策事業を推進しているにもかかわらず、不登校児童生徒数は減少していない現状である。不登校とならないような未然防止対策を講じる必要がある。

### ▼「新明倫の教え」の実践【教育総務課】

平成25年4月1日に制定した「新明倫の教え」を家庭・学校・地域に浸透させ、郷土への愛着と誇りを持った「いい子ども」の育成を目指したい。

※「いい子ども」とは、ただ単に生徒指導上の問題がないとか、学習成績が良いとかではなく、町内外を問わず、会話の中で「高鍋の子どもたちはいい！」と言われるような子ども。



## 【目標を達成するための役割分担】

### ◆町が取り組むこと

- 生命を大切にするとともに、感情や情緒を育み、心の働きを豊かにするために道徳教育や情操教育を充実させます。
- すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指し、いじめ・不登校・非行など児童生徒の問題行動に対し適切な対応と指導を行います。
- 本町が有する明倫の伝統や各学校の伝統、石井十次の人間愛などの学習を通して、ふるさと「たかなべ」を愛し、自分に自信と誇りを持つとともに思いやりの心を育む教育を推進します。
- 各学校、家庭・保護者、地域等が一体となって、子どもたちが「生きる力」を身に付け、将来、社会人・職業人として自立していくことができるよう、キャリア教育の推進・充実を図ります。
- 「高鍋町人権教育基本方針」に基づき、全教育活動を通して組織的に人権についての正しい知識を身に付け、人権を尊重する意識、態度並びに実践力を育成します。

### ◆学校が取り組むこと

- すべての教育活動を通して、一人ひとりの子どもに、それぞれの発達段階に応じて「知育」「徳育」「体育」をバランスよく身に付けさせ、次代を担う気概のある子どもたちの育成に努めます。

### ◆町民・事業者等としてできること

- 家庭では子どもたちの心身の健康を育み、基本的な生活習慣や善悪の判断等規範意識の基礎をつくります。
- 保護者としての自覚を持ち、社会的な義務を果たします。

## ③保健・安全・体育指導の充実

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

### ◎児童生徒及び教職員の健康保持増進【教育総務課】

近年、心理的ストレスや悩み、いじめ、不登校、精神疾患などのメンタルヘルスに関する課題、アレルギー疾患の増加など、児童・生徒の心身の健康問題が多様化している。

小中学校においては、「学校保健安全法」に基づき、学校医と連携した健康診断をはじめ、養護教諭を中心とした健康相談や保健指導等を実施し、児童生徒及び教職員の健康保持増進を図った。

また、児童生徒の問題行動等への対応に当たっては、教職員間の連携はもとより、関係機関等との連携による支援や、スクールカウンセラーを活用した児童生徒へのカウンセリング等を実施し、当該児童生徒を取り巻く問題の解決を図った。

### ◎安全でおいしい学校給食の安定供給【教育総務課】

学校給食用食材の品質管理、学校及び共同調理場の衛生管理、調理員の健康管理及び保健指導など、食中毒防止対策を徹底し、安全でおいしい給食の安定供給に努めた。

また、食物アレルギーを有する児童生徒については、保護者との面談や学校栄養士との協議・調整を行いながら、除去食等によりできる限り給食を供給できるよう対応した。

### ◎「弁当の日」の取り組み【教育総務課】

食に対する関心や意欲、感謝の心を育み、自分の食を自ら担う実践力を培う上で大きな効果が期待できる弁当の日の取り組みを東・西小中学校が実践し、子どもの自立・豊かな心の育成・学級や家族の絆づくりなど、子どもの成長を支える豊かな環境の醸成に効果を得ることができた。また、小学校高学年及び中学生を対象として夏休みに実施している料理教室も、弁当の日と同様のねらいである。

### ◎食育の推進【教育総務課】

高鍋町食育推進計画に基づき、健康づくりセンター栄養士、学校栄養教諭等と連携し、授業や料理教室等で児童・生徒に食の役割を伝える機会を持つなど、食育の推進を図ることができた。

### ◎学校施設の耐震補強化【教育総務課】

国の定める耐震基準を満たしていない校舎等の耐震補強工事及び非構造部材の耐震化工事を推進した。

平成24年度末で耐震化率100%を達成、以降、非構造部材の耐震化工事（外壁等改修工事）を計画的に実施し、外壁剥落防止対策を講じるなど児童生徒の安全確保に努めた。

### ◎防災教育の推進【教育総務課】

教育研究所による研究及び小・中学校屋上避難施設の整備完了を受け、各学校の防災マニュアルや防災教育年間指導計画の見直しを行い、授業や避難訓練をはじめとする防災教育の充実を図ることができた。

平成27年度から、町内教育機関が連携して行う防災教育の一環として、幼稚園、保育園、小・中学校、高等学校合同による避難訓練を実施している。

### ◎中学校部活動振興のための支援【教育総務課】

専門的な技術指導力を備えた地域の指導者を中学校の運動部活動に派遣し、競技の技術力向上を図るとともに、交通費相当分の大会出場交付金を交付するなど、部活動の振興・支援を行った。

### ▼給食施設・設備の老朽化対策【教育総務課】

東・西小学校給食調理場及び中学校共同調理場いずれも施設設備の老朽化が目立っている。

衛生的で安定した給食の提供を継続していくために、計画的な補修整備を行っていく必要がある。高鍋保健所の立入検査による指摘事項も多く、簡易修繕では対応できない状況まできている。

### ▼体育施設の老朽化対策【教育総務課】

小・中学校体育館（特に床）の老朽化が目立っている。児童生徒をはじめ、体育館利用者がけがをしないよう、しっかりした点検・補修を行うとともに、避難所としても有効活用できるような改修工事を計画的に実施していく必要がある。

そのほか、中学校における武道場や部室棟の老朽化対策も計画的に実施していく必要がある。

## 【目標を達成するための役割分担】

### ◆町が取り組むこと

- 学校における体育活動は、青少年の心身の健全な発達やスポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることから、学校体育に関する指導の充実やスポーツ施設の整備などを推進します。
- 従来からの課題に対応しつつ、メンタルヘルスやアレルギーなど現代的な健康課題にも対応できるような学校保健体制づくりを推進します。
- 栄養教諭等を中心とした食に関する指導の充実に取り組むとともに、学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図ります。

- 学校施設の耐震化や防災機能の強化等を推進するとともに、自らの安全を守るための能力を身に付けさせる実践的な防災・防犯教育や地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備など、学校安全の充実に総合的に取り組みます。

#### ◆町民・事業者等としてできること

- 「地域の子どもは地域で育てる」という意識をもち、自治公民館や子ども会などが連携して子どもたちが安心して遊び、生活できる安全な地域づくりを進めていきます。

### ④教育環境の整備充実

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

#### ◎学校施設の耐震補強【教育総務課】 ※再掲

国の定める耐震基準を満たしていない校舎等の耐震補強工事及び非構造部材の耐震化工事を推進した。

平成24年度末で耐震化率100%を達成、以降、非構造部材の耐震化工事（外壁等改修工事）を計画的に実施し、外壁剥落防止対策を講じるなど児童生徒の安全確保に努めた。

#### ◎学校管理備品及び教育振興備品の整備・充実化【教育総務課】

毎年の備品購入により、学校備品の整備を推進した。

#### ◎学校施設環境整備【教育総務課】

老朽化した学校施設の営繕補修工事を適宜実施し、快適で安心できる学習環境の保全に努めた。

#### ◎コミュニティ・スクール事業の積極的な展開【教育総務課】

平成25年度より従来学校ごとに設置されていた学校評議員会を廃止し、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）へ移行し、平成28年度で4年目に入った。

東小学校・東中学校で一つ、西小学校・西中学校で一つの協議会を設立し、地域の意見を学校運営に積極的に取り入れ、地域に開かれた学校づくりを進めている。

各学校運営協議会においては、年度当初に学校経営計画の承認、年度末には学校評価を実施するなど学校運営に参画するとともに、登下校時等の見守り隊、避難訓練時の誘導支援、学習支援、読み聞かせボランティア、環境美化活動など、学校と地域との連携による教育環境整備の取り組みを進めている。

#### ▼非構造部材の耐震化の推進【教育総務課】

国の学校施設環境改善交付金を活用し、小・中学校すべての校舎の外壁改修工事等を実施し、非構造部材の耐震化を推進してきた。

これにより、防災機能強化事業については、西中学校の体育館を残すのみとなっている。

#### ▼環境衛生設備等の改修【教育総務課】

小・中学校のトイレについては、他の施設と比べて整備が遅れている。

平成27年度で東小学校の公共下水道接続工事及びトイレ改修工事、（東中学校は公共下水道接続済）、平成28年度で西小学校の中央トイレ及び浄化槽の改修工事を実施したが、今後、東中学校・西中学校、西小学校の一部のトイレ改修工事を順次進めていく必要がある。

公共下水道事業の計画区域外にある西小学校・西中学校については、合併処理浄化槽の老朽化も著しいため、早急に対応する必要がある。

#### ▼空調機器の老朽化対策【教育総務課】

小・中学校の空調設備のほとんどは、老朽化により満足いく性能が確保できていない状況があ

る。

## 【目標を達成するための役割分担】

### ◆町が取り組むこと

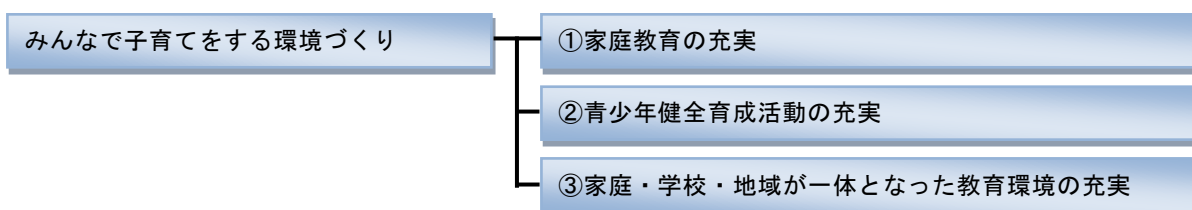
- 質の高い学校教育の実現を目指し、効率的・組織的・機動的な学校運営ができるよう学校運営の改善に関する取り組みを推進します。
- 子どもたちが安全・安心かつ良好な環境で活動することが可能となるよう、効率的な学校施設整備を推進します。
- 学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域に開かれた学校づくり」を進めます。

### ◆町民・事業者等としてできること

- コミュニティ・スクールの活動を通して、地域の学校として自己の知識や経験、技能を生かすなどして、積極的に学校運営に参画します。

## (2) みんなで子育てをする環境づくり

### 【施策の体系】



### ①家庭教育の充実

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

#### ◎家庭教育学級の開催【社会教育課】

家庭教育の充実と家庭教育力の育成を目的に、保育園・幼稚園においては各園合わせて20回（出前講座含む）、小・中学校においては、学校ごとに月1回、年10回開催した。

基本的な生活習慣の形成や家庭生活における役割分担の明確化を目的とする子育てに関する学習だけでなく、ヨガ体験・クリスマスリース作り・フラワーアレンジメントなど気分転換となる内容を取り入れ、親同士が仲間意識を育み、情報交換できる場が形成された。

#### ◎読書活動の推進【社会教育課】

図書館では、毎週土曜日の午前中、町内のボランティアグループによる絵本の読み聞かせや手遊びをするおはなし会が行われており、幼児や小学生の親子が参加して本と親しむことができた。

また、小・中学校から推薦されている推進委員の先生との協力で、年に1回、子ども読書まつりと高鍋町小中学校読書感想画展を美術館ホールで開催するなど読書活動の推進を図った。

#### ▼家庭の教育力の向上【社会教育課】

家庭での教育は、基本的な生活習慣や生活能力、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーなどの基礎を子どもたちに育む全ての教育の出発点である。しかし、核家族化や共働き世帯の増加など、社会構造の変化によって保護者の育児放棄や児童虐待など子育てに関する様々な問題が発生してきている。このことから、家庭教育を個々の家庭だけでなく、社会全体の問題とし

て地域の中で支援できる体制を整備するとともに家庭の教育力の向上を図る必要がある。

#### ▼読書活動の更なる推進【社会教育課】

現在実施しているボランティアや学校との連携による読書活動の推進に加え、イベント開催や図書館の利用者登録について、図書館だよりの活用や新聞・ラジオ・テレビなどメディアの協力を得ながら情報発信をしていく必要がある。

また、転入者から「図書館の場所が分からない」との意見があるので、更なる広報活動により周知を図る必要がある。

### 【目標を達成するための役割分担】

#### ◆町が取り組むこと

- 家庭教育学級の開設により、家庭の教育力向上を図ります。
- 親子で触れ合える時間の創出のため、読書活動を推進します。

#### ◆町民・事業者等としてできること

- 保護者は、家庭教育学級に積極的に参加します。
- 保護者は、子どもの規則正しい生活習慣など健全な発達環境づくりに努めます。

## ②青少年健全育成活動の充実

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

#### ◎こども110番・おたすけハウスの設置【社会教育課】

地域住民の協力により「こども110番・おたすけハウス」を町内各所に設置し、子どもが万が一危険な場面に遭遇した時に安心して駆け込める場所を確保した。また、地域が一体となって子どもたちの安全について積極的に活動している姿を見せることで犯罪の未然防止が図られた。

#### ◎夏祭り等での夜間指導の実施【社会教育課】

町内神社の夏祭りや高鍋城灯籠まつりにおいて、町内小・中・高等学校の教諭とPTA等で夜間指導を実施することで、青少年の非行防止を図るとともに事件・事故から子どもたちを守ることができた。

#### ◎登下校安全見守りの実施【社会教育課】

各自治公民館や学校支援ボランティア等による子どもたちの登下校安全見守りを実施することで、子どもたちの安全確保が図られた。

#### ◎子ども会活動の推進【社会教育課】

リーダー研修や子ども会親善レクリエーション大会等を子ども会育成連絡協議会と共催し、青少年の健全育成を図った。また、各地区子ども会行事にジュニア・リーダー等を派遣するなどの支援を行うことにより、子ども会活動の活性化が図られた。

#### ◎社会教育関係団体の育成・支援強化【社会教育課】※再掲

青少年の健全育成、女性・高齢者の社会参加等に対する取り組みを推進するため、各種団体への補助金交付や事業への助言などコミュニティを支える活動の支援を行った。

#### ▼家庭・地域・学校などの連携強化【社会教育課】

青少年の成長と自立の支援や青少年を取り巻く問題を解決するために、家庭・地域・学校などの相互の連携を推進し、社会全体で青少年を支援する体制を強化する必要がある。

### ▼安全・安心な社会環境づくり【社会教育課】

情報化社会の進展により、インターネット上から様々な情報を簡単に入手できる状況にあるが、情報の中には有害な情報も含まれているため、青少年が正しく情報を収集できるよう学校や家庭の中で指導を行う必要がある。

### ▼子ども会の存続支援【社会教育課】

子どもの人数が減少し、子ども会活動の継続が困難となっている地域がある。子ども会活動は、子どもたちの健全な育成に必要な活動であることから、その活動を支援し存続させていくことが必要である。

## 【目標を達成するための役割分担】

### ◆町が取り組むこと

- 育成関係者相互の円滑な活動や連携に必要な調整役を担うとともに、育成にかかわる啓発と広報を行います。
- 「地域の子どもは地域で守り育てる」という意識の醸成を図ります。
- 家庭・学校・地域が連携した安全・安心な地域環境づくりに努めます。
- 子どもの安全監視体制の充実や社会環境浄化を図ります。
- 地域の子ども会活動を支援します。

### ◆町民・事業者等としてできること

- 基本的な生活習慣を身に付け、模範意識を高めます。
- 家庭では、青少年が親の保護と愛情に支えられ、健やかに成長する家庭環境を作ります。
- 家庭や地域は、「地域の子どもは地域で守り育てる」という意識を高めます。
- 生活の基盤が地域社会にあることを実感できるよう、地域の文化・伝統行事など様々な活動に参加します。
- 「子ども110番」など、子どもを守る体制の充実に努めます。

## ③家庭・学校・地域が一体となった教育環境の充実

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

### ◎学校支援地域本部事業の実施【社会教育課】

学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力による小・中学校の支援事業を実施した。学校が必要とする「学習の支援」「環境整備」「登下校時の安全見守り」等の活動に地域の方々をボランティアとして派遣し、学校の様々な活動に地域の大人が関わることで、子どもたちの多様な体験の機会が増え、規範意識やコミュニケーション能力の向上を図ることができた。

### ◎コミュニティ・スクール事業の積極的な展開【教育総務課】※再掲

平成25年度より従来学校ごとに設置されていた学校評議員会を廃止し、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）へ移行し、平成28年度で4年目に入った。

東小・東中で一つ、西小・西中で一つの協議会を設立し、地域の意見を学校運営に積極的に取り入れ、地域に開かれた学校づくりを進めている。

各学校運営協議会においては、年度当初に学校経営計画の承認、年度末には学校評価を実施するなど学校運営に参画するとともに、登下校時等の見守り隊、避難訓練時の誘導支援、学習支援、読み聞かせボランティア、環境美化活動など、学校と地域との連携による教育環境整備の取り組みを進めている。

#### ▼学校支援ボランティアの拡充【社会教育課】※再掲

学校への支援活動をより効果的に、また継続して行うために、様々な専門的知識を有する人達への協力呼びかけを強化し、人材を確保する必要がある。

#### ▼コミュニティ・スクール事業の推進体制の見直し【教育総務課】

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の組織体制の見直し（下部組織である実務者会議のあり方）、また、学校支援地域本部（社会教育課主管）との連携強化が課題となっている。

※平成29年度から学校支援地域本部事業をコミュニティ・スクール事業の中に組み込む組織見直しを行ったことにより、より効果的に学校・家庭・地域が連携した教育体制を構築していく。

### 【目標を達成するための役割分担】

#### ◆町が取り組むこと

- コミュニティ・スクールの活動を通して、家庭・学校・地域の連携を強化し、総合的な教育力の向上に努めます。
- 学校支援ボランティアの拡充に努めます。

#### ◆町民・事業者等としてできること

- 家庭における子育ての役割を地域みんなで担いながら、家庭・学校・地域が一体となった教育に取り組んでいきます。
- ボランティア活動に積極的に参加します。
- 学習成果や今まで培ってきた知識や経験をまちづくりやボランティア活動に生かして学校や地域に還元します。